

医療法人社団 山岸内科 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 8月 1日～ 令和 9年 7月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規程の整備を行い、職員に対して育児休業の制度について周知する。

<対策>

- 令和 4年 8月～ 全職員に対し、育児休業制度の説明・研修を実施する。(両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除なども含む)
- 令和 4年 9月～ 育児休業に関する相談窓口を設置し、いつでも気軽に相談できる環境を整える。
- 令和 4年10月～ 法改正に伴う育児介護休業規程の整備を行い、周知する。

目標2：育休取得予定者がいる場合に、個別に取得・復帰プランを策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 5年 8月～ 全職員(新規雇用者含む)に対し、引き続き育児休業制度についての説明・研修を継続実施する。
- 令和 5年 8月～ 育休取得予定者に、具体的な取得・復帰プランを作成し、スムーズに休業開始及び復帰できるよう、仕組みを構築する。
- 令和 6年 7月～ 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、周知を図る

目標3：育休取得者からの意見を聴き、改善・拡充できる独自の取り組みができないか、検証をし、実施をする。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 全職員(新規雇用者含む)に対し、引き続き育児休業制度についての説明・研修を継続実施する。
- 令和 7年 8月～ 前3年間で育児休業を取得した職員(入職前に育児休業を取得したことのある職員含む)に、実際取得してみてどうだったか、聞き取りを行う。
- 令和 7年12月～ 聞き取った意見を基に、仕事と家庭の両立を維持するために配慮すべき事項、今後の課題を検証する。
- 令和 8年 8月～ 課題を解消するための取組を実施する。

目標 4：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 所定外労働の現状を把握。
- 令和 6年 7月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和 6年 7月～ 時間管理を徹底し、時間外労働を削減する。
管理職への周知を行う。